

「英語によるディスクロージャー」についての視点の例(未定稿)

検 討 に 当 た っ て の 視 点		現 行 制 度
項 目	考 え 方	
発行市場・流通市場	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象とする開示書類の範囲をどうするか(発行市場と流通市場における取扱いに差を設けるか。) ▶ 我が国の証券取引所に上場される有価証券に係る開示書類のみを対象とするか。海外の証券取引所に上場されている有価証券に係る開示書類を対象とするか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 募集要項、売出要項の部分を除けば、発行開示書類の開示内容と継続開示書類の開示内容とは基本的には同じである(開示府令等)。
投資家・取引の場(市場)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象とする投資家の範囲をどうするか(個人投資家、事業会社、機関投資家等)。 ▶ 取引に参加する投資家を限定するか(米国の自衛力認定投資家のような制度を設け、一種のプロ私募市場のようなものとするか。) ▶ 証券取引所に「英文開示市場」を開設し、その上場有価証券のみを対象とするか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場有価証券で一定の要件を満たす場合には、参照方式の有価証券届出書、発行登録制度の利用が可能となる(「周知性」の観点)(法5④、23の3①)。 ▶ 上場株券等には私募は認められない(「流通性」の観点)(政令1の5、1の7)。 ▶ プロ私募による有価証券について適格機関投資家向け勧誘を行う場合には開示規制は課されない(開示されていない旨の告知、書面交付義務は課される。)(法4①二、23の13①)。
投資家保護	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 英語理解力が高い投資家以外の投資家への転売をどう考えるか。私募のような転売制限を設けるか。 ▶ 英語による開示書類を提出している発行体であることを投資家にどのように周知するか。 ▶ 英語理解力が高い投資家以外の投資家への勧誘をどう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 転売制限を付すなどの要件を満たさなければ、「私募」には該当しない(「募集」に該当。)(法2③)。 ▶ 私募による有価証券について少人数向け勧誘又はプロ向け勧誘を行う場合は、開示されていない旨の告知、書面交付義務が課される(法23の13①)。 ▶ プロ私募の有価証券をプロ以外の者へに譲渡する場合は届出が必要(法4②)。
有価証券の種類	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象とする有価証券の種類(株券、債券等)をどうするか(有価証券の種類により取扱いに差を設けるか。) ▶ すべての有価証券を対象とするか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有価証券の性質により開示すべき情報の内容は異なるため、適用される内閣府令は異なり、更に開示書類の様式も有価証券の種類ごとに異なる(開示府令等)。

開示書類の種類	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象とする開示書類の種類をどうするか(発行開示書類(有価証券届出書、目論見書等)、継続開示書類(有価証券報告書、半期報告書等)又は適時開示書類(臨時報告書)についての取扱いに差を設けるか。) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有価証券の性質により開示すべき情報の内容は異なるため、適用される内閣府令は異なり、更に開示書類の様式も有価証券の種類ごとに異なる(開示府令等)。
開示書類の部分	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 開示書類全体を対象とするか、開示書類のうち特定の部分のみを対象とするか、添付書類のみを対象とするか。 ▶ 日本語による要約の添付を義務付けるか。作成義務を誰に課すか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 添付書類についても日本語の訳文が必要(開示府令10②等)。
開示種類の様式(開示内容)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 様式(開示項目)は現行のままで英語による提出を可能とするか。 ▶ 本国における様式(開示項目)での提出を認めるか。その場合、情報比較をどう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有価証券の種類により様式(開示内容)が定められている(開示府令等)。
【企業会計審議会】 会計基準・監査基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現行の取扱い(母国主義)を前提とするか。 ▶ 本国での会計基準・監査基準を認めるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融庁長官が公益又は投資家保護に欠けることがないと認める場合には、 <ul style="list-style-type: none"> ① 発行体が本国で開示している財務諸表 ② 発行体が本国以外の日本以外の地域で開示している財務諸表 の提出が認められる(財規127①②)。 ▶ 米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社は、米国基準による連結財務諸表を認める(連結財規87)。